

ロシア連邦大統領令

ロシア連邦の国際租税条約の特定の条項のロシア連邦による効力停止について

ロシア連邦、その市民および法人に対する一連の外国国家による非友好的行動の実行に関連して喫緊の措置を講じる必要があることから、以下を決定する：

1. 1995年7月15日付連邦法第101-FZ号「ロシア連邦の国際協定について」第34条第4項にしたがい、外国国家がそれらが行っているロシア連邦の合法的な経済上およびその他の利益、ロシア連邦市民および法人の権利の侵害を解消するまで、またはロシア連邦に関してこうした国際協定の効力が終了するまでの間、ロシア連邦が締結している国際条約の以下の条項の効力を停止する：

1) 1992年5月22日付「所得および資産に対する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とポーランド共和国政府との間の協定」第4～20条および第22条；

2) 1992年6月17日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦とアメリカ合衆国との間の協定」第1条第4項、第5～21条および第23条、ならびに同協定の議定書；

3) 1992年11月19日付「所得に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府と大韓民国政府との間の条約」第5～21条および第23条；

4) 1993年6月8日付「所得および資産に関する二重課税回避のためのロシア連邦政府とブルガリア共和国政府との間の協定」第5～22条および第24条；

5) 1993年6月15日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税回避のためのロシア連邦政府とスウェーデン王国政府との間の条約」第5～22条、第24条、第27条、第28条および第30条、ならびに同条約議定書の第2項；

6) 1993年6月28日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦とルクセンブルク大公国との間の協定」第5～22条、第24条、第28条および第29条；

7) 1993年9月27日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とルーマニア政府との間の条約」第5～23条および第25条；

8) 1994年2月15日付「所得および資産価額増加分に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府との間の条約」第5～21条、第23条および第24条、ならびに交換公文の形で締結された、上記条約の特定の条項の適用に関する1994年2月15日付ロシア連邦政府とグレートブリテンおよび北アイルランド連合王国政府との間の協定の「a」～「f」項；

9) 1994年4月1日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦とハンガリー共和国との間の条約」第5～22条および第24条；

10) 1994年4月29日付「所得に対する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とアイルランド政府との間の協定」第5～22条および第24条；

11) 1994年6月24日付「所得および資産に対する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とスロバキア

共和国政府との間の協定」第5～22条および第24条；

12) 1995年4月11日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とアルバニア共和国政府との間の条約」第5～23条および第25条；

13) 1995年6月16日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とベルギー王国政府との間の条約」第5～22条、第24条、第27条、ならびに同条約議定書第3項；

14) 1995年9月29日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とスロベニア共和国政府との間の条約」第5～23条および第25条；

15) 1995年10月2日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とクロアチア共和国政府との間の協定」第5～22条および第24条；

16) 1995年10月5日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とカナダ政府との間の協定」第5～22条、第24条および第28条、ならびに同条約議定書；

17) 1995年10月12日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とユーゴスラビア共和国連邦政府との間の条約」第5～23条および第25条（モンテネグロに関して）；

18) 1995年11月15日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦とスイス連邦との間の協定」第5～22条、第24条および第25条のb、ならびに同協定議定書の第3～6項；

19) 1995年11月17日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とチェコ共和国政府との間の条約」第5～22条および第24条；

20) 1996年2月8日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とデンマーク王国政府との間の条約」第5～22条および第24条；

21) 1996年3月26日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦とノルウェー王国との間の条約」第5～22条、第24条および第27条、ならびに同条約議定書；

22) 1996年4月9日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とイタリア共和国政府との間の条約」第5～23条および第25条、ならびに同条約追加議定書の「a」～「d」項および「f」項；

23) 1996年5月4日付「所得に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とフィンランド共和国政府との間の協定」第5～21条および第23条、ならびに同協定議定書；

24) 1996年5月29日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦とドイツ連邦共和国との間の協定」第5～22条および第24条、ならびに同協定議定書第2～7項；

25) 1996年11月26日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避および税法違反の防止のためのロシア連邦政府とフランス共和国との間の条約」第5～22条および第24条、ならびに同条約議定書第2～9項；

26) 1997年10月21日付「所得および資産に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とマケドニア共和国政府との間の協定」第5～23条および第25条；

27) 1998年12月5日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とキプロス共和国政府との間の協定」第5～22条、第24条、第27条および第29条；

28) 1998年12月16日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とスペイン王国政府との間の条約」第5～22条および第24条、ならびに同条約議定書第II～VIII項；

29) 1999年6月29日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とリトアニア共和国政府との間の協定」第5～23条、第25条および第28条、ならびに同協定議定書；

30) 1999年11月26日付「所得に対する租税に関する二重課税の回避および租税回避の防止のためのロシア連邦政府とアイスランド共和国政府との間の条約」第5～23条および第25条；

31) 2000年4月13日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避のためのロシア連邦政府とオーストリア共和国政府との間の条約」第5～22条、第24条、第26条の1および第26条の2、ならびに同協定議定書の第1項、条項「第5条への補足」、条項「第6条への補足」、条項「第7条への補足」、条項「第7条および第9条への補足」、条項「第25条への補足」；

32) 2000年5月29日付「所得に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とポルトガル共和国政府との間の条約」第5～22条および第24条、ならびに同条約議定書第2～4項；

33) 2000年6月26日付「所得および資本に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とギリシャ共和国政府との間の条約」第5～22条および第24条；

34) 2000年9月5日付「所得に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とニュージーランド政府との間の協定」第5～21条および第23条、ならびに同協定議定書第2～11項；

35) 2000年9月7日付「所得に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とオーストラリア政府との間の協定」第5～21条および第23条、ならびに同協定議定書第1条、第2条、第4～8条；

36) 2002年9月9日付「所得に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とシンガポール共和国政府との間の協定」第5～22条および第24条、ならびに同協定議定書第3項の1～第7条；

37) 2013年4月24日付「所得に対する租税に関する二重課税の回避ならびに租税回避の防止のためのロシア連邦政府とマルタ政府との間の条約」第5～21条、第23条および第27条、ならびに同条約議定書第2項；

38) 2017年9月7日付「所得に対する租税に関する二重課税の除去ならびに脱税および租税回避の防止のための日本国政府とロシア連邦政府との間の条約」の第5～21条、第23条および26条、ならびに同条約議定書の第1～3項。

2. ロシア連邦外務省は、本令第1項に掲げるロシア連邦の国際協定参加国に、協定の特定の条項の効力停止に関する通知を送る。

3. ロシア連邦政府は：

1) ロシア連邦連邦議会国家院（下院）に、本令第1項に掲げるロシア連邦の国際協定の諸条項の効力停止についての連邦法案を提出する；

2) 本令第1項に掲げるロシア連邦の国際協定の諸条項の効力停止がロシア連邦経済に及ぼす影響を低減させるための措置が講じられるようはからう。

4. 本令はそれが公布された日をもって発効する。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2023年8月8日

第585号